

2019年4月26日

各 位

会 社 名 ミネベアミツミ株式会社
代表者名 代表取締役 会長 兼 社長執行役員
貝 沼 由久
(コード番号 6479 東証第1部)
問 合 せ 先 広報・IR室長
石 川 尊之
(TEL 03-6758-6703)

連結子会社における2019年12月期第1四半期決算発表の延期及び調査委員会の設置に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ユーシン（コード番号：6985 東証第一部、以下、「ユーシン」といいます。）は、2019年4月26日付「2019年12月期第1四半期決算発表の延期及び調査委員会の設置に関するお知らせ」（添付資料、以下、「本ユーシンプレスリリース」といいます。）の通り、ユーシンの連結子会社である U-SHIN (THAILAND) CO., LTD.（タイ ラヨン県）に関し、2019年12月期第1四半期末の実地棚卸の際の社内調査により、2012年11月期以降において棚卸資産が過大となり売上原価が過小となっている可能性があることが判明し（ユーシンによれば、金額精査中であるものの、現在のところ累計額約10億円と推定されるとのことです。）、今後の第三者を含む調査委員会による調査、会計監査人による追加的監査手続等に一定の時間を要するため、2019年12月期第1四半期決算短信の開示を延期する旨（以下、「本事象」といいます。）を公表いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本事象の内容やユーシンに与える影響につきましては、現在精査中ですが、当社の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。今後公表すべき事実が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

また、当社は、2019年4月11日付「株式会社ユーシン（証券コード：6985）との経営統合に向けた同社株式に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、ユーシンとの経営統合に向けて、2019年4月10日に成立したユーシンの普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）後の一連の取引（以下、「本スクイーズ・アウト取引」といいます。）によりユーシンの普通株式の全て（ただし、当社が所有するユーシンの普通株式及びユーシンが所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続の準備を進めておりました。本ユーシンプレスリリースに記載の通り、6月開催予定としていたユーシンの臨時株主総会（ユーシンが公表した2019年4月23日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」の通り、当該臨時株主総会では本スクイーズ・アウト取引に係るユーシンの普通株式の併合等を行うことの議案が付議される予定です。）は7月に延期される予定ですが、このほか、本スクイーズ・アウト取引を含む本公開買付け後の方針及び今後の見通し等につきましては、現時点において、当社が2019年2月14日付で公表した「株式会社ユーシン（証券コード：6985）との経営統合に向けた同社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。その他、本事象の内容やユーシン及び本スクイーズ・アウト取引に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後、本スクイーズ・アウト取引に関して公表すべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、当社の2019年3月期決算発表は、予定通り2019年5月8日に行います。

（添付資料）

ユーシンによる2019年4月26日付「2019年12月期第1四半期決算発表の延期及び調査委員会の設置に関するお知らせ」

以上



2019年4月26日

各 位

会 社 名 株式会社ユーシン
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 岡部 哉慧
(コード番号：6985 東証第一部)
問合せ先 執行役員 経理財務本部長 田尾 和也
Tel：03 (5401) 4660
03 (5539) 6064 (2019年5月1日以降)

2019年12月期第1四半期決算発表の延期及び調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2019年5月14日に予定しておりました2019年12月期第1四半期決算発表を延期することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 四半期決算発表延期の理由について

当社の連結子会社であるU-SHIN (THAILAND) CO., LTD. (タイ ラヨン県) に関し、2019年12月期第1四半期末の現地棚卸の際の社内調査により、2012年11月期以降において棚卸資産が過大となり売上原価が過小となっている可能性があることが判明いたしました(金額精査中ですが、現在のところ累計額約10億円と推定されます)。今後の第三者を含む調査委員会による調査、会計監査人による追加的監査手続等に一定の時間を要するため、2019年12月期第1四半期決算短信の開示を延期いたします。

2. 調査委員会の設置について

社外有識者を主要メンバーとする調査委員会を、2019年4月26日に設置することといたしました。

(1) 調査委員会の構成

委員長 森本 大介 (弁護士 西村あさひ法律事務所)
委 員 河江 健史 (公認会計士)
委 員 宮森 信英 (当社社外取締役監査等委員、公認会計士・税理士)

(2) 調査の目的

- ・ 本件に関する事実関係(類似事象の存否を含む)の調査
- ・ 本件による連結財務諸表、個別財務諸表への影響額の確定
- ・ 本件が生じた要因の究明と再発防止策の提言

3. 今後の見通し

調査等の結果につきましては、調査委員会の報告書を6月上旬に受領する予定であり、当該報告書を受領次第お知らせします。なお、2019年12月期第1四半期決算短信の開示は、6月中旬を予定しております。同四半期報告書の提出についても対応を検討しており、対応が決定した場合は速やかにお知らせいたします。また、6月開催予定としておりました臨時株主総会は、7月に延期する予定です。なお、臨時株主総会の内容については、2019年4月23日付開示資料「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上